

ACSV MONTHLY LETTER

健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、労働保険料などの社会保険料は、社会環境の変化から改定が行われており、所得税・住民税より負担感が増えています。

給与ソフトを利用されている方は、保険料率の改定が行われる度に、料率の設定変更が必要な場合がありますので、注意が必要です。

● 健康保険料・介護保険料

健康保険料・介護保険料は、毎年3月（4月納付分）に改訂されます。介護保険料は全国一律ですが、健康保険料は都道府県別に保険料率が定められています。保険料は事業主と被保険者で折半して負担します。

	平成23年度	平成24年度
健康保険料率（奈良県）	9.52%	10.02%
健康保険料率（大阪府）	9.56%	10.06%
健康保険料率（京都府）	9.50%	9.98%
介護保険料率	1.51%	1.55%

● 厚生年金保険料

厚生年金保険料は、平成29年9月まで、毎年9月（10月納付分）に改訂されます。保険料は事業主と被保険者で折半して負担します。

	平成22年9月～	平成23年9月～
厚生年金保険料率	16.058%	16.412%

● 労働保険料

労働保険料（労災保険料・雇用保険料）は、毎年4月に改訂されます。労災保険料率は業種により細分化されており、保険料は事業主が負担します。雇用保険料率は以下の通りとなっています。

雇用保険料率（平成22年4月～）	労働者負担	事業主負担
一般の事業	0.6%	0.95%
農林水産・清酒製造の事業	0.7%	1.05%
建設の事業	0.7%	1.15%

税務カレンダー

	内容	備考
3月	個人事業者の消費税確定申告	末日まで
4月	個人所得税・消費税の振替納付 固定資産税の納付（第1期）	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。